

第二期茨城県医療費適正化計画の概要

根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項
計画策定の趣旨	国民皆保険制度のもと、誰もが安心して医療を受けることができる体制を堅持するため、高齢者の医療費を中心に、医療費の過度な増大を抑制する。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民の生活の質の維持と向上 県民の健康寿命を伸ばすことにより、将来的な医療費を適正化する。 ○ 超高齢社会の到来に対応した体制づくり 本県の75歳以上人口は増加し、平成37年に495千人と予想される。 これを前提に、後期高齢者医療費の伸びを中長期にわたって徐々に下げる。
施策の柱	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民の健康の保持の推進（特定健康診査，特定保健指導の実施率向上等） ② 医療の効率的な提供の推進（平均在院日数の短縮等）



第二期茨城県医療費適正化計画 【計画期間：平成25～29年度】

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（H24.9.28 厚生労働省告示）に基づき、特定健診・特定保健指導等について国と同じ目標を設定しながら、県独自の項目を一部追加。

1 住民の健康の保持の推進

	現行値(H22)	目標(H29)	今後の主な取組
特定健康診査実施率	40.2%	70%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者による特定健診・特定保健指導の促進 ・ 保険者協議会への支援
特定保健指導実施率	12.8%	45%	
メタボリックシンドローム 該当者・予備群の減少率	3.9%(H20比)	25%(H20比)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防のための普及・啓発促進 ・ 医療費適正化のための調査研究推進
(新) 成人の喫煙者割合	男性 35.3% 女性 11.3%	男性 23.7% 女性 6.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこの煙による健康被害の普及啓発 ・ 薬局や歯科医院等での禁煙支援相談
(新) 歯周病の自覚症状の ある人の割合	40歳 31.5% 50歳 42.2%	40歳 25%以下 50歳 30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周病の予防方法等の知識の普及 ・ 介護老人福祉施設への口腔ケア指導

2 医療の効率的な提供の推進

	現行値(H23)	目標(H29)	今後の主な取組
平均在院日数の短縮	30.3日	29.5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の機能分化・連携の推進 ・ 在宅医療に係る連携拠点等の整備
(新) 医薬品の適正使用	(国における目標の見直し等の動向を見ながら、関係団体との連携等の取組を進める)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 後発医薬品の安心使用の促進 ・ 残薬防止策の推進

【計画期間における医療費の見通し】

平成29年度（計画期間最終年度）において約117億円の医療費適正化効果を試算